

# 1 日本の公害問題

公害問題は足尾銅山鉱毒から  
はじまった

日本の公害問題は足尾銅山の鉱毒問題から始まるといわれています。足尾銅山鉱毒問題は明治中期（1880年頃）に始まったとされています。足尾銅山から排出された鉱毒水によって、渡良瀬川では大量の魚類のへい死や稲作への被害が長年にわたって発生していたといわれています。また、銅の精錬に伴って発生する煙害により木が枯れ、山林破壊も発生していました。1887（明治10）年に古河市兵衛が銅山の経営権を得ましたが、その頃、工業の近代化が進み銅の生産量も増加し、鉱毒による被害は増加するばかりでした。足尾銅山鉱毒問題では、衆議院議員の田中正造が住民の戦いの先頭に立って鉱山の操業停止と損害賠償を求める運動を起こしたことは、公害史に刻まれる1ページです。運動の中で、天皇に直訴した事件は多くの国民に鉱毒問題の深刻さを知らしめることとなり、後に公害問題の原点と称されました。その後、日本は太平洋戦争後の高度経済成長期

に入り、昭和30年以降、各地の工業地帯で産業型公害の発生が問題化するようになりました。今も日本の四大公害といわれる、富山県の「イタイイタイ病」、熊本県の「水俣病」、新潟県の「新潟水俣病」、三重県の「四日市ぜんそく」は、多くの人々に健康被害を伴う公害病を発生させた事例として世界的に知られています。健康被害を伴う公害を経験した国民が環境問題の重要性を認識し、法的整備の必要性を求めるなか、1970（昭和45）年に公害国会と称される公害関連法の集中審議が尽くされ、その後、数年間で公害対策基本法改正を始めとする典型七公害に代表される多くの関連法令が整備されています。日本の産業公害では、水質汚濁、大気汚染、騒音・振動・悪臭、および地盤沈下等で苦情発生や各種問題が顕在化しておりました。その後、時代を経るにしたがい廃棄物、化学物質、地下水汚染等に関する公害問題が発生する傾向が見られていました。

## 要点BOX

- 日本の公害問題の原点は足尾銅山鉱毒問題
- 四大公害が起こした公害病
- 1970年の公害国会で集中審議された

## 足尾銅山



1895年頃の足尾銅山（出典：「ウィキペディア」）

## エコパーク水俣



熊本県が水銀濃度25ppm以上を含むヘドロを浚渫し、14年の歳月と485億円の費用をかけて埋め立てた埋立地である。東京ドーム13.5個（58ha）の広さがある。

現在の水俣湾の水質は、透明度や汚れの度合も含めて、熊本県でもきれいな海の一つに数えられるようになってきている。また、水俣湾の魚介類の水銀濃度は1968（昭和43）年原因企業のチッソがアセトアルデヒドの生産を停止してから下がり続け、1994（平成6）年10月には平均値で、国が定めた暫定基準（総水銀0.4ppm、メチル水銀0.3ppm）を超える魚種がないことが、熊本県の調査で確認されている。

出典：「水俣病10の知識」より抜粋（制作・発行は水俣市立水俣病資料室）

## 日本の公害関連法の整備

地方自治体では公害を地域住民の生活に密着した問題として捉え、国に先んじて公害の規制に取り組んできました。東京都が1949(昭和24)年に、大阪府は1950(昭和25)年に、神奈川県は1951(昭和26)年に独自の公害防止条例を制定して、住民の健康の保護と、環境の保全にかかわる施策を行ってきた実績があります。1965(昭和40)年頃になり、国は熊本県の水俣病の対策を始めとする、健康被害の防止に重点を置いた法律の制定に取り組みうなってきました。

## ●公害対策基本法の制定

公害防止の基本的理念を定めた公害対策基本法が制定されたのは1967(昭和42)年になってからで、国会で法律が成立し、昭和42年8月3日に即日施行されています。日本における最初の公害に係する法令の制定は、1958(昭和33)年に施行された「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場

排水等の規制に関する法律」です。この水質に関連する二つの法律が制定される原因となったのが、本州製紙江戸川工場が1958年に試験運転を開始したことにより、江戸川で魚が大量死する事件が起り、漁民と警察の間で衝突事件が発生したことが契機となったと言われています。その後、「公共用水域の水質の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」は、昭和45(1970)年に環境保全と公害規制を合わせ持つ「水質汚濁防止法」に生まれ変わり、廃止されています。

## ●環境庁の発足

環境庁(現環境省)は1971(昭和48)年に日本における環境問題を総合的に取り組むための行政機関として設立されたものです。2001年に環境省に改称されました。1974年3月には、公害の専門研究機関として国立公害研究所が発足、その後1990年に国立環境研究所に名称変更されています。

## 日本の公害・環境関係法制定の歴史

1870年	明治政府が鉱山心得を布告
1890年	鉱業条例公布
1897年	森林法の制定
1928年	水質保護法の制定論議(廃案)
1949年	東京都公害防止条例の制定(大気汚染の規制)
1950年	大阪府公害防止条例の制定
1951年	神奈川県公害防止条例の制定
1955年	厚生省、通産省「公害防止法案要綱」作成
1958年	公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律制定(水質2法)
1962年	ばい煙規制法の制定
1967年	公害対策基本法の制定(1993年廃止)
1968年	大気汚染防止法の制定、騒音規制法の制定
1969年	健康被害の救済に関する特別措置法の制定
1970年	水質汚濁防止法の制定、廃棄物処理法の制定 農用地の土壌汚染等に関する法律の制定
1971年	環境庁の発足、悪臭防止法の制定
1972年	自然環境保全法の制定
1973年	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
1974年	国立公害研究所の発足
1976年	振動規制法の制定
1988年	オゾン層の保護に関する法律の制定
1990年	地球温暖化防止行動計画策定
1991年	再生資源の利用促進に関する法律の制定
1993年	環境基本法の制定
1995年	包装容器リサイクル法の制定
1997年	環境影響評価法の制定 新エネルギー法の制定
1998年	家電リサイクル法の制定 地球温暖化対策の推進に関する法律の制定
1999年	化学物質管理促進法の制定 ダイオキシン類対策特別措置法の制定
2001年	食品リサイクル法の制定 環境省の設置
2002年	土壌汚染対策法の制定 自然再生推進法の制定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定
2008年	生物多様性基本法の制定
2013年	水銀に関する水俣条約の採択(水銀排出の削減)

要点  
BOX

- 地方自治体が国に先んじて規制に取り組んだ
- 1967年に公害対策基本法が制定
- 環境庁(現環境省)は1971年に発足

# 3 大気汚染

大気汚染防止法で  
有害物質を排出規制

ロンドンでは、9世紀中頃から石炭の燃焼からくる大気汚染が問題となっており、1273年には、健康被害を理由に石炭の使用が一時、禁止されたこともありましたが、さらに19世紀に入ると、大気汚染による死者数の増加が発表されるほど深刻化していました。日本では、1960年頃から戦後の経済復興期に入り産業活動が活発するにしたがい、東京、川崎、四日市などの工業地帯ではスモッグが発生し、住民が健康被害を訴え、深刻な問題になっていました。1967(昭和42)年に制定された公害対策基本法でも、大気汚染は典型七公害の一つとされています。

## ●大気汚染防止法

大気汚染防止法は1968(昭和43)年に制定。工場や事業場の事業活動や建築物の解体などで発生する、ばい煙・揮発性有機化合物および粉じんなどの排出を規制し、有害大気汚染物質の排出規制を目的としています。また、自動車から排出される自動

車排出ガスにかかわる許容濃度を定めることで、大気汚染から国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することも対象としています。大気汚染防止法では、人の健康に被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任についても定められ、被害者の保護を図ることとしています。とくに、工場や事業場に設置されるばい煙発生施設等が特定施設とされ、届出の対象となっています。特定施設は排出量等の規制を受ける施設であると同時に、排出ガス等の定期的な調査が必要な施設となっています。自動車排出ガスで規制の対象となる物質は、一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物および粒子状物質であり、各々に基準値が定められています。

大気汚染防止法で定められた有害物質には、カドミウムとその化合物、塩素と塩化水素、フッ素、フッ化水素とフッ化珪素、鉛とその化合物、窒素酸化物等が指定されています。

### 要点BOX

- 1960年ごろから工業地帯でスモッグが発生
- 1968年に大気汚染防止法制定
- 自動車排出ガスで規制の対象となる物質

## 大気汚染防止法の例

●大気汚染防止法の「ばい煙」等の定義(法第2条)を下記に例示します。「ばい煙」とは、以下に掲げる物質をいう。

1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
3. 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質で政令で定めるもの

●大気汚染防止法の「ばい煙発生施設」の一部を下記に例示します。

1. 排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの
2. ばい煙を処理するための施設
3. 浮遊粒子状物質およびオキシダントの生成の原因となる有機化合物を発生する施設
4. 揮発性有機化合物排出施設など

●大気汚染防止法での汚染物質対策の方法の一部について下記に例示します。

